



令和2年度農地利用状況調査の様子【12月】(廻館工区)

## 新年のご挨拶 南三陸町農業委員会会長 遠藤重幸



新年明けましておめでとうございます。

皆様には令和3年の新年をご家族おそろいで迎えられたことと謹んでお慶び申し上げます。

昨年は1月16日に国内で初の感染者が確認された新型コロナウイルスの急激な感染が拡大し、地域経済はもとより農業者等の経営に甚大な影響を及ぼしており、一日も早い終息が望まれるところです。

東日本大震災から早くも10年を迎える年になりますが、復旧した農地においてまだ作付けされないまま残っている農地が各所見受けられますことから、農業者の皆様は農地を次世代に残すためにも管理・作付けされますようお願いするものです。

農業委員会では遊休農地の発生防止や解消、意欲ある担い手への農地の利用集積を推進しております。本町では10a（アール）以上の農地取得や賃借、新規参入の促進を進めており、移住者の方やどなたでも新しく農業参入が可能です。その際は農業委員会、もしくは地域の農業委員や農地利用最適化推進委員にお気軽にご相談ください。

昨年の新型コロナウイルスにより働き方や仕事に対する価値観も変化し、農業委員会としても地域農業発展と農業活性化の推進を進める上で今が農業を見直す機会と捉えておりますことから、今後とも皆様のご協力をお願い申し上げます。

なお、本年は農業委員会制度が改正され2回目の改選の年であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集を行うことから、農家の皆様や農業者団体におきましては、男女問わず地域農業者のご推薦・ご応募に対し特段のご配慮をお願いするところでございます。

この一年、皆様方がご多幸で輝かしい年となることを心からご祈念申し上げ、新年の挨拶といたします。



# 農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

町と農業委員会では、7月19日をもって任期満了となる農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します。

区分	【 農 業 委 員 】	【 農地利用最適化推進委員 】	
定数	9人	4人	
(区域)	区域指定はありません	区域の詳細	定数
		南三陸町戸倉の区域	1人
		南三陸町志津川の区域	1人
		南三陸町入谷の区域	1人
		南三陸町歌津の区域	1人
応募資格	<p>応募は、町内に住所を有する者。ただし、町内に住所を有さなくても町内に農地を有する者または町内において農業経営を行う者であればこの限りではない。また、次のいずれかに該当する者は、農業委員および農地利用最適化推進委員になることができません。</p> <p>①破産手続開始の決定を受けて復権を有しない人                      ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人                      ③南三陸町の職員。ただし、地方公務員法第3条第3項に定める特別職に属する職員を除く</p>		
応募方法	<p>自薦または他薦（団体推薦または満20歳以上の者2人以上の連名による推薦）。                      規定の様式に必要書類を添えて、<b>農業委員会または農林水産課へ提出してください。</b>                      ※規定の様式は、農業委員会事務局、歌津総合支所、戸倉公民館、入谷公民館にあります。                      また、町のホームページにも掲載します。                      ※農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募できますが、兼務することはできません。</p>		
添付資料	被推薦者又は応募者の住民票		
募集期間	<p><b>1月25日(月)～2月24日(水)</b>                      ※ただし、応募が定数に満たない場合は、再度募集します。(ホームページでお知らせします。)</p>		
情報の公表	募集期間の中間と終了後、ホームページで応募状況を公表します。		
選任方法	<p>応募した人は、南三陸町農業委員会委員候補者として評価委員会に選考を求め、候補者を決定し、<b>議会の同意を得て、任命します。</b></p>	<p><b>農業委員会</b>が農地利用最適化推進委員候補者の選考を行い、農地利用最適化推進委員を決定し、<b>委嘱します。</b></p>	
職務内容	<p><b>委員会に出席審議し、合議体としての決定が主体</b></p> <p>①農地法に関すること                      ②担い手への農地の集積および集約化の推進                      ③耕作放棄地の発生防止および解消の推進                      ④月1回の総会、各種会議、研修会などへの出席</p>	<p><b>担当区域におけるの現場活動が主体</b></p> <p>①担い手への農地の集積および集約化の推進                      ②耕作放棄地の発生防止および解消の推進                      ③農業委員および農地中間管理機構との連携                      ④活動に必要な会議への出席など</p>	
任期	令和3年7月20日～令和6年7月19日	委嘱日から令和6年7月19日	
身分	非常勤職員の特別職		
報酬	基本額+実績額（南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく額）		

## 第5回 宮城県農業委員会大会 ～永年勤続者表彰で阿部 博之氏が受賞～



受賞された阿部博之氏

11月13日(金)、名取市文化会館を会場に第5回宮城県農業委員会大会が開催され、その席上で当委員会の阿部博之職務代理が町の農業委員として15年以上在職し、地域農業に多大に貢献された功績により「永年勤続者表彰」を受賞しました。

阿部博之氏は、平成17年7月に農業委員に就任し、現在も農業委員として地域農業の発展と後継者育成に尽力されています。



## 農振農用地区域の除外・編入手続きについて ～年6回から年3回に変更されます～

農地を農業以外の目的に使用する場合は農地法で制限されており、農地に住宅を建てたり、農地を駐車場などにする際は農地転用許可申請のほか、**農業振興地域農用地区域に該当している土地は除外の手続き**が必要となります。

なお、令和3年度以降は下記のとおり、受付日から手続きに要する期間【受付締切日から除外・変更まで】は**約4か月を要します**ので、申請される方はくれぐれもご注意願います。

**令和3年4月以降は、受付が年6回から年3回に変更されます。**

- 変更前の受付日（～令和3年3月）：各奇数月の10日
  - 変更後の受付日（令和3年4月～）：6月・10月・2月の各月20日【20日が週休日の場合は、翌開庁日】
- ※来年度（令和3年度）の最初の受付日は、令和3年6月21日(月)となります。

問合せ 農林水産課農林振興係 ☎46-1378

## 農業者年金加入のお知らせ

農業者にメリットが多い年金に加入しませんか

農業者の老後の備えとして、農業者を守る年金『農業者年金』があります。国が支える積立方式の年金で、下記の3つの要件を満たす方はどなたでも加入できます。

また、農業をされます方へのメリットも多い年金ですので是非この機会にご検討願います。

### 加入時の3つの要件

1 60歳未満

2 国民年金第1号被保険者  
※国民年金保険料納付免除者を除く

3 年間60日以上農業に従事される方



### 農業者（担い手）を支援する5つの特徴

- ① **少子化に強い**…「積立方式・確定拠出型」のため財政的に安定した制度の年金です。
- ② **終身年金（80歳までの保証付）**…年金は終身（生涯）受給できます。仮に80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金が遺族に支給されます。
- ③ **税制上の優遇措置**…支払った保険料（掛金）は全額が社会保険料控除の対象で節税につながります。
- ④ **保険料が自由に決められる**…月額2万円から6万7千円の範囲内で千円単位で自由に決められます。
- ⑤ **保険料額の国庫補助**…「認定農業者で青色申告」など、一定の要件を満たす担い手の方には保険料の国庫補助があります。

詳しくは、最寄りの農業委員会・JA（農協）へお問い合わせください。



## 遊休農地の解消に向けて ～地域企業の農業参画～

昨年、当町でも大きな課題である遊休農地の解消へ向け、地域企業で主に運送業を営む『**有限会社山藤運輸**（代表取締役 佐藤克哉）』が稲作事業を田の浦復旧農地（歌津地区）で始めました。

山藤運輸は、バイオマス産業都市構想の実現に向けた資源循環社会の実現を目指す町を支援する『**アミタ株式会社**（代表取締役 末次貴英）』と共に、液肥の散布や運搬を請け負っており、今回は試験的な液肥散布による稲作事業の実践と、遊休農地の解消による地域貢献の一環も兼ねて取り組みが行われ、震災後に遊休農地であった7,318㎡の土地に黄金色の稲穂が見事に実りました。

山藤運輸は、今年（令和3年）も引き続き取り組む計画であり、今後の展開に期待するばかりです。



液肥散布時の山藤運輸の皆さん  
（中央：佐藤克哉氏）【4月】



青々と成長してくれた稲穂  
【8月 田の浦復旧農地】

## 鳥獣被害対策へのご協力

～みんなで鳥獣が寄り付きにくい環境づくりを～



問合せ 農林水産課農林振興係 ☎46-1378



セミナーの様子【入谷地区】

町ではニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、ツキノワグマなどの目撃が多くなっており、農作物の被害も年々増加しています。町でも、駆除・防除活動を推進していますが、これらの動物を呼び寄せる原因は、エサとなる放任果樹（柿他）、廃棄野菜があげられます。

エサを放置しないようにすることで有害となる鳥獣が寄り付きにくい環境をみんなで作っていくことが大切です。

### みんなで取り組む鳥獣被害対策の3つの約束事

- 1 果樹は放置せずにきちんと収穫しましょう！
- 2 不要な果樹はなるべく伐採しましょう！
- 3 野菜の残り渣（カス）は放置せず、埋めるなど適切に処分しましょう！

みんなで、読もう！ 全国農業新聞 発行日 毎週金曜日 購読料/1ヶ月700円（送料込）  
お申し込み・お問い合わせは、南三陸町農業委員会事務局まで ☎ 0226-46-1378 内線371

## 編集後記

新年明けましておめでとうございます。  
 昨年話題としては、やはり新型コロナの一言に尽きますが、早く終息に向かってもらいたいものです。  
 農地の相談等については、これまで同様に各地区の農業委員・農地利用最適化推進委員へお気軽にご相談くださいますようお願い申し上げます。

## 編集委員

委員長 阿部博之（入）  
 委員 及川文枝（歌）  
 中島綾子（歌）  
 星力（戸）  
 小山富士夫（戸）  
 安部三代治（志）  
 阿部長喜（歌）  
 元木幸雄（入）  
 （順不同）